

もみの木共同保育所 重要事項説明書

1 施設の目的及び運営の方針

子どもたちが心身ともに成長できるよう、一人ひとりを大切にし、きめ細やかな保育をする。また、保護者の不安や心配を軽減し、安心して子育てができるように支える。地域の力を借りながら、地域に根差していく。

2 提供する保育の内容等

デイリープログラムに則りながら、児童の年齢に応じた季節感のある保育を担当・施設長等で協議していく。給食、おやつ、お昼寝は毎日規則正しい生活として位置づけていく。月間及び年間計画等については、職員会議で協議する。

3 事業運営主体

名 称	社会福祉法人 わらしべ会
所 在 地	熊谷市弁財203番地
電 話 番 号	048-588-7970
代表者氏名	理事長 高橋 京子

4 利用施設

施設の種類	小規模保育事業所A型	
施設の名称	もみの木共同保育所	
施設の所在地	熊谷市別府4丁目136番地	
連 絡 先	TEL 048-533-5077	
	FAX 048-577-3389	
管 理 者	園長 山本 恵子	
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする0, 1, 2歳児	
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童（3号認定）	13人
	満1歳未満の児童（3号認定）	6人
開設年月日 (認可年月日)	2016年 10月 1日 (2016年 10月 1日)	
事業所番号	1120252000067	
実施する保育事業	乳幼児保育、障害児保育、一時預かり、乳児等通園支援事業	
自己評価の概要	職員の人事評価を実施しています。運営協議会、保護者会等で保護者との話し合いの場を設けています。	

第三者評価の概要	
職員への研修の実施状況	職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために全ての職員に内部研修を実施。 市内で行われる研修をはじめ、積極的に様々な研修に参加しています。
嘱託医	こばやし小児科、鈴木歯科医院

5 連携施設

施設名	社会福祉法人わらしべ会 わらしべの里共同保育所
所在地	熊谷市弁財203番地
施設の種類	認可保育所
連携協力の概要	集団保育を体験させる機会の設定・保育の提供に関する相談助言・代替え保育（職員の病休等対応）・卒園後の受皿

6 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地全体面積	795㎡	園庭面積	352.7㎡
園舎構造	木造平屋建て	延べ面積	149.33㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
0歳児室	1室	
1歳児室	1室	
2歳児室	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	

7 職員の配置状況

(1) 職種及び員数等

職種	常勤	常勤者の有資格	非常勤	非常勤者の有資格	備考
園長	1人	1人			
保育士	5人	5人	2人	2人	
栄養士	本部で統一				
調理員	1人				
事務員	本部で統一		1人		

(2) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系（勤務時間帯）	備考
園長	管理者扱い	各部署ごと シフト制
保育士	午前7時30分～午後7時30分	
調理員		

8 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日	月曜日～土曜日	
開園時間	月～金曜	午前 7時30分～午後7時30分
	土曜	午前 7時30分～午後6時30分
保育提供時間 *保育標準時間認定	午前 7時30分～午後6時30分	
延長保育時間	(月)～(金) 午後6時30分～午後7時30分	
保育提供時間 *保育短時間認定	午前 8時30分～午後4時30分	
延長保育時間	午前7時30分～午前8時30分	(月)～(金) 午後4時30分～午後7時30分 (土) 午後4時30分～午後6時30分
休園日	日曜日及び国民の祝日並びに国民の休日 12月29日から1月3日	
<p>当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、原則「就業時間+通勤時間」とします。保護者が就労していて保育に欠ける方のみお受けいたします。</p> <p>保育提供時間（標準時間または短時間）の範囲外においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、時間外保育を提供いたします。時間外保育が必要な時は、速やかにご連絡ください。 (別途料金が発生いたします。 15分100円 または 月額15分2,000円)</p>		

9 給食等について

(1) 提供方針

子どもの「食」を取り巻く環境が変化する中で、乳幼児期からの適切な食事のとり方や食習慣、食を通じた豊かな生活や人間性の育成など心身の健全育成を

図る重要性が増しています。社会福祉法人わらしべ会でも子どもの「食べる力」を支援するとともに保護者の「食への関心」を支援し、「おいしく食べる」「楽しく食べる」「食べて気持ちよくなる」「食べて元気になる」ことを目標に、職員、家庭、地域との連携を図り食育をすすめていきます。

(2) 提供方法

自園調理。無・低農薬の食材や米を地元の農家等から仕入れ、安全でおいしい手作りの給食やおやつを心がけて作っています。

(3) 昼食・おやつ

- ・保護者の方へ、月末に翌月の献立表をお配りします。
- ・離乳食は個人個人の赤ちゃんの身体の状態、便の状態、アレルギーの有無などをみながら進めています。
- ・素材そのものの味がわかるように薄味で献立についても和食を中心にバランスの良い食事に行っています。献立や食材の切り方にも気を配り噛む力を重視しています。
- ・おやつは一食と考えています。一回の食事の摂取量の少ない0, 1歳児は、おやつ時におにぎりや煮野菜スープなどをとり入れています。

(4) 衛生管理等

1. 集団給食施設届出を保健所へ届出済みです。
2. 調理員及び乳児担当職員は、毎月検便を行っています。
3. 食器は洗浄後、食器保管庫に滅菌80℃で保管しています。

10 アレルギー等への対応

アレルギーがあり、園において特別な配慮や管理が必要な場合は、以下の書類を提出してください。

- ・「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表
(食物アレルギー・アナフィラキシー・アレルギー性鼻炎)」
- ・「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表
(気管支喘息・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎)」

食物アレルギーのお子さんに個別に対応し、ご家庭、主治医と連携しながら対応をすすめます。使用する食材の中で、アレルギー等のため食べられないものがある場合は必ずお知らせください。また、食物アレルギー以外のアレルギーについても、お知らせください。

11 保護者の負担について

(1) 実費徴収

- ・園外保育交通費等
- ・連絡帳代 1冊 500円 (全園児)
- ・日本スポーツ振興センター (保険) 年間 210円 (全園児)

(2) 延長保育料

保育提供時間 (標準時間または短時間) の範囲外においてやむを得ない理由に

より保育が必要な場合は、時間外保育を提供いたします。

15分100円（月額の場合 15分 2,000円）

(3) 支払い方法（実費徴収・延長保育料等）

集金袋で徴収します。

1.2 当園と保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡するために連絡帳を活用します。

月に1回、園だよりを発行します。懇談会を年3回程度行います。

1.3 当園利用に際しての留意事項について

(1) 欠席等の連絡

欠席する場合、又は登園の時間が遅れる場合は、

午前8時00分までにご連絡ください。（☎048-533-5077）

(2) お迎えに関する連絡

お迎えが遅れる場合やお迎えの方が代わる場合、必ずご連絡ください。

(3) 毎朝の検温・体調の確認

お子様の体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。熱が37.5℃以上ある場合、登園を控えてください。登園前にご家庭で①機嫌の良し悪し②食欲の有無③発熱の有無④排便の状態など、いつもの子どもの様子と異なっていないか確認してください。

(4) 感染症について

集団生活では感染性の病気が発症しますと、すぐ園全体に広がってしまいます。感染性の病気が発症した場合は、その都度掲示板に記載し連絡します。

伝染性の病気の疑いのある場合は、自己判断せず、必ず病院に行き、病院の医師の指示のもと登園をお願いします。

登園許可証が必要な感染症や、伝染性の高い病気にかかった場合は、完治した旨の医師の証明書（意見書）が登園の際に必要となります。

(5) 体調の変化によるお迎えのお願い

- ・熱が37.5度以上になった場合
- ・嘔吐、下痢などが頻繁に出る場合
- ・体調のくずれがひどい場合
- ・ぐったりしているなど、普段と大きく様子が異なる場合
- ・感染症の疑いがある場合（受診をお願いします。）

(6) 薬の取扱について

医療行為に当たるため原則として園での服薬はできません。その為病院の診察を受けるときに、子どもが現在保育園に通園していること、保育園では原則として服薬ができないので、朝晩の薬に切り替えられるか、聞いてください。やむを得ず薬をお預かりする場合には、医師による「お願い兼指示書」と「保護者記載連絡票」が必要となります。使用する薬は、1回分ずつに分けて当日分のみ持参して、保育士に手渡ししてください。袋や容器に子どもの名前を記入して下さい。投薬がある場合は、必ず登園時に直接「担任または施設長」にお知らせください。

(7) 予防接種について

保育園は集団生活の為、予防接種をあらかじめ計画的におこなってください。
なお、各種予防接種は保護者の責任で受けていただき、園に報告してください。

1.4 利用の開始及び終了について

当園は以下の場合に保育の提供を終了いたします。

- ・利用乳幼児が満3歳に達した年度の3月31日を経過したとき
- ・保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。
(園へ退園届、市へ異動届を提出してください)
- ・その他、保育の利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。
(園へ退園届、市へ異動届を提出してください)

1.5 嘱託医について

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	こばやし小児科
医 院 長 名	小林敏宏
所 在 地	熊谷市妻沼中央15番地1
電 話 番 号	048-589-0011

(2) 歯科

医療機関の名称	鈴木歯科医院
医 院 長 名	鈴木敬子
所 在 地	熊谷市道ヶ谷戸228番地5
電 話 番 号	048-588-7711

1.6 緊急時の対応について

保育中に容態の変化等があった場合は、保護者に連絡すると共に適切な医療機関へ連れていきます。または、嘱託医などへ連絡をとる等必要な措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合は当園が引き続き連絡を行います。毎日の連絡は必ずとれるように明らかにしておいてください。

1.7 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

窓口担当者	園長 山本 恵子 (当園開園日・開所時間)
電話番号	048-533-5077
FAX	048-577-3389

解決責任者	理事長 高橋 京子 048-588-7970
-------	------------------------

必要な場合には、第三者委員を設けます。

第三者委員 (監事) 浦野智明

連絡先 浦野智明公認会計士事務所

TEL 03-5206-5087

(評議員) 石井信一

TEL 048-588-1372

18 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・煙、熱探知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常灯 有 ・カーテンの防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月実施します。

19 虐待の防止

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

20 賠償責任保険の加入について

(1) 保険会社 ・東京海上日動火災保険株式会社	
保険の種類	賠償責任保険
	施設賠償 対人 1名/1事故 10億円
	対物 1事故 1,000万円
	生産物賠償 対人 1名/1事故 10億円 (期間中10億円)
	対物 1事故 1,000万円 (期間中1,000万円)
保険の種類	傷害保険
	死亡・後遺障害 230万円 入院日額 3,000円
	通院日額 2,000円 + 特定感染症+地震等天災危険補償コース
(2) 保険会社 ・日本スポーツ振興センター	
保険の種類	災害共済給付
	医療費 傷害・疾病:療養に応じて費用の額が5,000円以上のものは療養に要する費用3/10、療養に伴って要する費用1/10。
	障害見舞金 その程度により第1級(4,000万円)から第14級(88万円)支給。
	死亡見舞金 3,000万円(運動等の行為と関係なしに発症した突然死、

突然死に準ずる場合及び通学（園）中は、半額（1,500万円）となる。

2.1 個人情報保護に関すること

入所児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用いたします。

- (1) 卒園後の円滑な移行・接続が図られるよう、入園する予定の保育所、幼稚園等との間で情報を共有すること。
- (2) 他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (3) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

2.2 年間行事予定表

月	行 事
4月	入園お祝い会、懇談会
5月	子どもの節句
6月	内科健診、歯科検診
7月	プール遊び、七夕遊び
8月	プール遊び
9月	お月見
10月	運動会、懇談会
11月	内科健診、もみの木まつり
12月	クリスマス会
1月	たこあげ
2月	豆まき、懇談会
3月	卒所式
◎毎月の行事 身体測定、避難訓練、誕生会	
◎毎日の設定保育 昼寝、読み聞かせ、外遊び	
◎散歩	
◎保護者による保育参加・ボランティア参加 随時受付	

2.3 その他

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

2.4 一時預かり事業

(1) 目的

保育所等を利用していない家庭においても、急な用事や保護者の傷病などの日常

生活の突発的な事情、保護者の社会参加、就労形態の多様化に伴う一時的な保育など、一時的に家庭での保育が困難となる場合があります。また核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより子育ての心理的・身体的な不安を軽減する支援が必要とされています。このため一時的に児童を預かることで保護者が安心して子育てができるように支援することを目的としています。

- (2) 利用時間 月曜日～金曜日 8：30～16：30
- (3) 料金 年齢に関係なく1時間 800円
1日 4,000円
- (4) 定員 もみの木共同保育所の定員内で1日当り概ね1人
- (5) 利用目的
 - 1. 就労
 - 2. 職業訓練・就職活動
 - 3. 傷病
 - 4. 用事・社会参加
 - 5. その他

- (6) その他
 - ・申し込みは、預ける1週間前までにお願いします。
 - ・給食等を提供する場合は別途料金を徴収します。
(給食：1回400円、離乳食：1回400円、2回700円
おやつ：1回100円)
 - ・お迎えの時間に遅れた場合は10分につき150円を徴収します。
(必ず事前に連絡してください。)

2.5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- (1) 目的
全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て世帯に対して、多様な働きかたやライフスタイルにかかわらずの支援を強化します。保育所等を利用していないお子さん（0歳6か月から2歳まで）が月10時間まで保育所等に通園できる制度です。
- (2) 利用時間 火曜日、水曜日、金曜日 8：30～11：30
月10時間まで
- (3) 料金 年齢に関係なく1時間300円
- (4) 定員 もみの木共同保育所の定員内で1日当り概ね1人
(0歳6か月から2歳まで)
- (5) 実施方法 乳児等通園支援事業 余裕活用型
- (6) 事業開始年月日 2026年4月1日
- (7) キャンセルポリシー
 - 1. キャンセルの場合はわかり次第、早めに電話でご連絡ください。遅くとも、利用予定日の前開所日（土日祝を挟む場合は前日の平日）の午後5時までに電話でご連絡ください。
 - 2. やむを得ず当日キャンセルされる場合、朝7時30分から8時の間に電話でご

連絡ください。なお、利用日当日キャンセル、無断キャンセルがあった場合は利用を予定していた時間分が制度の利用時間（月10時間）から差し引かれます。

(8) その他

- ・申し込みは1か月前から1週間前までに行ってください。
- ・給食（離乳食、幼児食）を提供する場合は別途400円を徴収します。
- ・アレルギー食、宗教食は対応していません。お弁当をご持参してください。
- ・利用時間、利用料金は1時間ごととなります。その為1時間に満たない時間が発生した場合でも1時間分の利用料の発生、利用時間の消費となります。